

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和2年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	2四議第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和2年2月18日(火)		
				会議時間	10時00分～12時10分 13時00分～14時30分		
出席委員	委 員 長	垣 内 孝 文		欠席委員			
	副 委 員 長	宮 本 幸 輝					
	委 員	宮 崎 努					
	委 員	川 渕 誠 司					
	委 長	上 岡 真 一					
	委 長	山 下 幸 子					
その他	委員外議員	西 尾 祐 佐		委員外議員	寺 尾 真 吾		
	"	谷 田 道 子					
執行部出席者	子育て支援課長	西 澤 和 史	西土佐診療所事務局長	村 上 正 彦			
	" 課長補佐	竹 本 美 佳	" 局長補佐	梶 原 秀 紀			
	子育て支援課保育係長	田 村 典 義	福祉事務所長	村 上 真 美			
	" 企画係長	阿 部 一 仁	" 所長補佐	薦 田 則 一			
	健康推進課長	渡 辺 和 博	" 社会福祉係長	平 地 義 伸			
	" 課長補佐	中 田 智 子	教育長	徳 弘 純 一			
	" 地域保健係長	西 内 美 和	学校教育課長	山 崎 行 伸			
	" 健康増進係長	竹 内 美 和	生涯学習課長	小 松 富 士 夫			
	環境生活課長	渡 邊 康	" 社会教育振興係長	川 村 慎 也			
	市民・人権課長	川 崎 一 広	企画広報課長	田 能 浩 二			
高齢者支援課長	山 崎 豊 子	" 副参事	山 本 聡				
" 課長補佐	竹 田 哲 也	" 課長補佐	山 崎 寿 幸				
市民病院事務局長	池 田 哲 也	" 産業振興室長	遠 近 由 幸				
" 局長補佐	竹 本 志 郎	" 企画調整係長	伊 勢 脇 正 大				
事務局	事務局長	阿 部 定 佳					
	総務係長	桑 原 由 香					
記 録							
令和元年12月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●まず、「住民と議会との懇談会」において、本委員会の調査事項とした項目について執行部からそれぞれ説明を受け調査を行った。

●ゴミを出すのが老人は大変だ。溶融炉があるので老人は分別しなくても良いようにしてほしい。

最初に溶融炉が出来た時になんでも燃やせると宣伝したから分別意識が下がった。先進地を探して検証してもらいたい。(110 JA東部)

【説明：渡邊環境生活課長】

来年度、資源ごみの収集について、現在行っている「チャレンジ事業」収集も含めて区長会等で協議していく予定。これに合わせて、分別・収集等の先進地の情報を集め、この協議に反映できるように検証したい。

【質疑：宮崎委員】

質問とチャレンジ事業の話は違うのではないかと。分別をやめさせてほしい、というのがご意見。溶融炉ができたとき、分別しなくてよいと聞いた。それがなぜ分別をしなければいけなくなったのかという経緯とか理由を理解している市民がどれくらいいるか。チャレンジ事業とは別に分別の意識付け、そういう啓蒙活動をしていないのではないかと。こう考える人がいるということはどう考えているか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

分別は、もともとごみの減量化から始まったと聞いている。広報等に分別のお知らせも出して、啓発しているつもりであるが、それが足りないということであれば、もう一度きちんと説明していかなければならない。

【質疑：宮崎委員】

はじめは分別しなくても溶融炉で燃やせるということだった。広域で溶融炉を運営する関係で、ゴミの量に応じて負担金を出すときに当時の中村市が突出して多かった。負担金を減らすために分別を後付けで行ったような気がする。それを知らない市民が多いのではないかと。自分は聞かれたら説明はしている。予算がないため、他の予算を削ってでも分別したくないと市民が望むなら、それでもいいと思う。が、そういう説明をした文書は今まで見たことがない。広報に載せるだけでなく、独自に予算をとってでもやるべきではないかと。市民に理解いただくという動きを何かしていただきたい。

【答弁：渡邊環境生活課長】

今すぐには答えることはできない。予算が全体でどれだけ必要か。機械、施設費、維持管理費等がどれだけいるのかをしっかりと啓発していかなくてはいけない。ただ、地元にお金を渡すというチャレンジ事業をやっていたので、今後は啓発等、再度考えていく。分別はやっていきたい。

【意見：宮崎委員】

議員の皆さんにもわかってもらいたいのだが、来年度から負担金がかかる。四万十市は増える。し尿処理場の汚泥を持って行くので。今後どう減らしていくか。財政に直結する問題。

※他に質疑なく終了

●なぜ今150人規模の民営の保育所を作るのか。(105 JA西部)

【説明：西澤子育て支援課長】

民営の保育所は令和3年4月の開所を予定しているが、令和2年度末には公立のみみじ保育所が閉所することとなっているため、もみじ保育所の児童を受け入れるとともに、年度途中で待機児童が発生している低年齢児の受け入れを確保するため、また、0から5歳までの一貫した保育所のニーズもあったため、0から5歳で、定員150人規模の民設民営保育所を募集したもの。

【質疑：川淵委員】

年度途中の待機児童の人数は。

【答弁：西澤子育て支援課長】

平成31年3月31日現在で17名。この2月1日現在で17名。

【質疑：上岡委員】

民間保育所の開所予定は令和3年4月となっているが、突貫工事的に思えるが、大丈夫か。

【答弁：西澤子育て支援課長】

法人から提案いただいている施工計画について、市でも建築部局も含めて精査しているが、かなりタイトなスケジュールになっている。現在、基本設計を独自にやっており、今後実施設計、工事となる。工事は7月から入る予定と伺っている。

※他に質疑なく終了

●現在保育所への看護師の配置がされているのは中村幼稚園しかない。看護師の確保をしてほしい。幼児保育無償化になったが、給食代を無償にしてもらいたい。(106 J A 西部)

【説明：西澤子育て支援課長】

市内の保育所では民間保育所の3施設が看護師を配置している。中村幼稚園に看護師は配置していない。保育所への看護師配置は国の基準に定められていないので公立保育所には配置していない。ただし、医療的ケア児を受け入れているあおぎ保育所はパート看護師の配置、訪問看護ステーションの看護師派遣を利用し、医療的ケア児の支援を行っている。

副食費を市が負担することとなると年間2,700万円の支出が毎年続くこととなる。副食費を無償化することで、3歳児から5歳児の保護者の経済的負担の軽減は図れるが、対象者が保育所等に入所している保護者に限定される。乳幼児や小中学生などすべての子どもたちへの様々な子育て支援が必要であると考えているので効果的な財源の活用について検討し、子育て施策を展開していきたいと考えている。

※質疑なく終了

●単身高齢者宅のポストに1週間近く、広報誌が入っていた。ヘルパーが来ているのにどうにかできないか、と問い合わせたら個人情報に関わることなので仕事以外できないと言われた。(74 かかわらっこ)

【説明：山崎高齢者支援課長】

ヘルパー（正式には訪問介護員）は、いわゆる「お手伝いさん」ではなく、介護の専門職として、食事、排せつなどの身体介護や掃除、洗濯、炊事などの生活援助を行うもので、提供できるサービスは介護保険制度上認められたものに限られる。ご意見の郵便物等の受け取りは、個人情報に関わるというよりも、介護サービスとして行う内容でないことから、業務として行うことが出来ない、と回答したことをご理解いただきたい。

※質疑なく終了

●地区の住民が隣同士のつながりがなく、独居老人が入院してもわからない。一人住まいの方が親戚とも連絡がとれず、突然いなくなる。後日入院していたことがわかったが、個人情報として病院も役場も教えてくれない。地区として安心して見守ることが出来ないものか。(79 市役所)

【説明：山崎高齢者支援課長】

中山間地域に限らず、市街地においても人口減少や高齢化の進行、生活様式の変化等により、地域住民同士のつながりが希薄となってきているのが現状。この問題は行政の役割だけで解決は困難であり、地域、住民の皆さんの協力が必要。市ではそのための事業のひとつとして地区健康福祉委員会の組織化をお願いし、地域が主体となった「支え合いの地域づくり」の活動を進めている。地域としても今後そういった活動等を通じて、支え合いの地域づくりを進めていただきたい。

また、単身高齢者が入院や施設入所などをした場合の情報提供については個人情報保護の観点から情報を提供できるのは本人の同意がある場合や、生命の危険など緊急な場合等に限られる。市が保有する情報をそのまま提供することは難しいが、地域住民のことで気にかかることがあれば、問い合わせいただき、個々の状況に応じて可能な範囲で情報提供させていただく。しかし、市民の皆さんの状況を一元的に管理している部署はなく、高齢者支援課では包括支援センターで支援をしている方や介護サービスを受けている方の情報に限られる。

【質疑：山下委員】

これは区長さんからの意見であった。地区の高齢者の方がある日突然いなくなって、親戚とも疎遠で連絡がとれなくて苦労したようだ。せめて区長から問い合わせた場合は、入院している、とか教えてほしいと言われたが、その点はどうか。

【答弁：山崎高齢者支援課長】

区長からお問い合わせがあったときは、答えられる範囲は個々によってかわるので、家族がいない等の場合で、具体的に入院したとか、施設に入所したとかは言えないかもしれないが、心配ない、とかは言えると思う。個々の状況に合わせて限られた範囲でお答えさせていただくので、連絡いただきたい。

【質疑：山下委員】

以前、区長が問い合わせしたら、個人情報なので、と教えてもらえなかった。と言っていた。「入院している」ということも教えてもらえないのか。

【答弁：山崎高齢者支援課長】

そういうことも言ってほしくない方も中にはいらっしゃる。高齢者支援課でかかわっている方で誰にも言わないでほしい、とか、家族の中でトラブルがあるとか、外部に出せないこともある。無事であるとか、心配ない状況になりました、とかいう形でお答えさせていただきたい。

【質疑：川淵委員】

地震防災課で避難する際の要支援者の名簿を作って、地域や地区防災会などと情報共有している。どこかに入所すれば名簿からはずれるので、そういう情報を地震防災課では掴んでいると思うが。

【答弁：山崎高齢者支援課長】

災害時の要支援者台帳は、状況に変更があった場合は更新され、区長さんに情報がいくと思う。

【質疑：川淵委員】

課を越えて情報共有しているということか。

防災に関しては変更があったら、報告がいくということなので、こういう問題も、もう一步踏み込んで解決できることがあるのではないかと思う。

【答弁：山崎高齢者支援課長】

個人情報を提供できるのは本人の同意がある場合や、生命の危険があるなどの緊急な場合に認められているので、災害時の支援については提供できるかと思うが、それ以外の場合は個々の状況に応じて限られた範囲で、ということになる。

【意見：垣内委員長】

災害時の要支援、地区の健康福祉委員会、民生委員等、担当各課が協議をしてお互いの状況を共有しながら課題に対してどう向き合っていくのか、ということをお願いしたい。

※他に質疑なく終了

●高齢者福祉委員会の申請手続きを簡素化してもらいたい。補助金を増やしてほしい。(92 下田)

【説明：山崎高齢者支援課長】

申請書類については、平成30年度より簡素化を行っており、当該事業を地区に委託し、その委託料を支出する根拠として必要最小限のものであるのでご理解いただきたい。(補助金ではなく)委託料は、同様に平成30年度から単価等の見直しを行っており、地区によっては、以前より減額となったところがあることは承知している。市としても限られた財源の中で事業を行っており、現在のところ増額は考えていない。

※質疑なく終了

●床上1メートル以下の浸水は補助が出ないと聞くが、四万十市もそうか。(100 J A西部)

【説明：村上福祉事務所長】

災害救助法の適用を受けない程度の被災に対する市の災害見舞金は、住家の「半壊」、「全壊」を支給対象としている。被害の判定は国が示す被害認定基準を用いており、床上1メートル未満の浸水は「半壊」、床下浸水は「半壊に至らない」とされる。このため、市の災害見舞金は、床下浸水については対象外、床上浸水でも30センチメートル未満は対象外となる場合がある。

なお、義援金が寄せられた場合は、被害認定基準によらず、床下浸水でも被災者へ配分が行われる場合がある。「半壊」の場合15万円の見舞金。

※質疑なく終了

●中学校の統合が問題になっているが、県立中学校の男女比がすごい事になっている。県立の当初の目標が出来ているのか検証をする時期に来ているのではないか。県立といっても市も要望や検証をして、県立がダメなら地元で子供が帰ってくるのではないか。一校一校の特色をもっと活かすようにしたらどうか。

また、現在中学校の統廃合に反対しているのは何処か。(101 J A西部)

【説明：山崎学校教育課長】

県立中村中学校の効果検証等については県教委高等学校課に問い合わせ、回答をいただいた。

「県立中学校の定員については、毎年見直しを図っている。また、男女比については、男女同数程度としている。

県立中村中学校については、平成31年度の定員は70名で、男女各35名程度としていたが、男子の志願者が少なかったため、女子の入学者が多くなっている。

なお、県立中学校を志願する理由としては、高等学校までの進学のあることや、中高6年間を通じた人間関係づくりができることなどが考えられる。

その成果や課題等については、県立高等学校再編振興計画の策定の過程において、中高6年間を通じた教育活動を行うことにより、進学や就職、社会性の育成等で一定の成果を残しているというご意見や、保護者・地域の期待に更に応えていく必要があるというご意見もいただいているところ。

県立中村中学校についても、今後も、6年間の特色を生かした教育内容及び教育活動の充実を図っていきたく考えている」、とのことである。

本市における中学校再編については、児童生徒の減少により学校が小規模化することによって生じる様々な課題を解決することを目的として進めてきたもの。

本市の再編計画で再編元校区となる9小学校から県立中村中学校に進学した児童は、平成27年度卒業生で11人、28年度卒業生で6人、29年度卒業生で12人、30年度卒業生で7人だったが、もし県立中村中学校がなくなってもこれらの人数が全員地元校に進学するとは限らず、仮にこれらの人数が全員再編元中学校に進学したとしても、再編計画で示している望ましい学校規模（全体150人、各学年50人）に達する再編元中学校はない。

県立中村中学校の動向については、市内に存する県立中学校として今後も注視すべきだが、以上の状況から、市立中学校再編に関しては検討の要因とはなりえないと判断している。

また、令和2年2月の時点で中学校再編について保護者の合意が得られていないのは、大用中学校と、現下田中学校区のうち下田小学校区の計2校区。

【質疑：川淵委員】

県立といっても、四万十市内にある中学校であることは間違いないので、市教委と県教委とが意見交換する場面はあるのか。

【答弁：徳弘教育長】

公的に一緒に協議する会はないが、県立中村中の教職員が、四万十市の教育研究会のメンバーとして一緒に教育研究をしたり、教職員同士や管理職もいろいろな機会があるので情報交換はしている。

【質疑：川淵委員】

ご意見のなかにも、一校一校の特色を活かすように、とあるが、四万十市は一校一校に特色を持たせ、課題も決めてやっていると、その中に県中に入らないのか。

【答弁：徳弘教育長】

県立中学校で、高校と連携した6年間の中高一貫の学校なので、県教委の方針に沿うことはあっても、市教委がどうこうする、という話にはならない。

※他に質疑なく終了

●現在教職員のいじめが問題になっているが、教育委員会や校長等だけではこの問題に対してはムリではないか。第三者委員会のようなものを設置して先生を守っていかないといけない。先生の負担を少しでも少なくしてほしい。(103 JA西部)

【説明：山崎学校教育課長】

本市では、この事件後の校長会において、教育長から各校長に対し、管下教職員に同様の事案が無いか再確認するよう求めた結果、そういった事案の報告はなかった。

ご意見にある第三者委員会は、一般には事案の解決というよりも、事案発生原因の詳細かつ公平な調査と、その結果の報告に目的の主眼が置かれており、事案の発生後に設置されることが通例。

これら第三者委員会の設置目的や設置手法の状況を踏まえると、教職員間のいじめ問題が発生した場合も、事後設置が適切と考えられるため、事前設置や常設等については現在のところ考えていない。

学校現場においては、現在チーム学校の取り組みやメンター制の導入、定期的な人事評価面談などにより、教科指導法だけでなく様々な悩みを相談し合える環境や風通しの良い職場づくりに取り組んでおり、いじめやハラスメント問題の未然防止に努めている。

仮に、学校長等校内での相談がしにくい環境があったとしても、県教育委員会が、ハラスメント対策の相談窓口を設けており、毎年年度当初に市内小中学校教職員向けに周知を行っている。この窓口

は第三者による外部相談窓口であり、公認心理師、弁護士が配置されているもので、第三者による相談なので秘密も守られ、相談者が望めば教育委員会に対応が求められる仕組みとなっていること、また弁護士との相談により、法的な解決にも進みやすいものと考えられるため、実際に事案が生じた場合、被害者にとって実質的に頼りになるのはこの相談窓口であると考えている。

※質疑なく終了

●蕨岡中学校の愛校作業等を手伝っているが、地域に対して補助等は出せないのか。(111-② J A 東部)

【説明：山崎学校教育課長】

学校施設の環境整備については、市教委として用務員を配置し担当としているが、敷地面積も大きいなか、対応しきれない部分については、慣例的にPTAが主催で愛校作業を実施するなどにより保護者や地域の力もお借りしてきた。こういった経過から、予算措置を伴う補助制度や作業委託といった手法はこれまで検討に至っていない。

一方、現在各学校で実施されている地域学校協働活動事業として、有償ボランティアの制度があり、メニューのひとつとして草刈り作業に支援をすることは可能。ただし、地域と学校が連携・協働することが必要であり、例えば草刈りをした当日に、子どもたちが刈り取った草を片付ける等が条件となってくる。学校ごとに地域学校協働活動事業の取組み内容が異なるので、詳細等については学校で協議していただければと思う。

※質疑なく終了

■次に、所管事項の報告を受けた。

●始めに市民・人権課から「令和2年度税制改正に伴う国民健康保険税の制度改正見込みについて」報告を受けた。

【説明：川崎市民・人権課長】

今年度末に国民健康保険税制の改正が見込まれている。現在、政府の税制改正大綱が閣議決定されたところで、対外的に制度改正行為が発動されるのは法令等の改正公布がなされた段階であり、国民健康保険税をはじめ、その他の地方税等については、地方税法施行令の改正が年度末付けで予定されている。実際、毎年度3月末に公布されており、施行期日は翌日の4月1日から、というのが常態。当市においては、毎年市議会に議案として付してご判断いただく時間的余裕がないので、条例を専決処分し、直近の議会で報告している。そのような流れが、今年度も想定されているので、厚生労働省がとりまとめしている国民健康保険に係る税制改正の資料をお配りしている。当市の改正においても、国政の流れに沿った改正を予定しているが、今のところ施行令の公布がなされていないので3月定例会に提出できないことが想定される。

改正の内容は、一つが、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の引き上げについて。

他の医療制度との均衡を踏まえて、限度額を引き上げるという趣旨。

二つ目は、国民健康保険税の低所得者の減額措置の判定所得の拡大。

これらは、毎年度同様の趣旨で改正が行われている。あくまで予定であるが、通年の流れで今年度も議案としてあらかじめ上程するのではなく、専決処分になる予定という報告。

※質疑なく終了

●次に、環境生活課から「四万十川条例における回廊地区での大規模太陽光発電の現状について」報告を受けた。

【説明：渡邊環境生活課長】

三里地区に計画されていたメガソーラーの建設計画を、昨年11月28日付けで高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づく不許可、四万十市景観計画における勧告とした。配達証明で送付し事業者には届いている。不許可、勧告後は事業者からの問い合わせはない。審査請求の期限が令和2年2月末。処分の取り消しの訴えを提起する期限が令和2年5月末。

また、令和2年1月下旬に、新たに回廊地区内にソーラーを設置したいと事前相談として申請届出書、添付書類一式を預かった。チェックした結果、形式的な不備や疑問点、修正点の指摘を行った。まだ、受理はしていない。過去に行為地の地域住民の同意はとっているが、計画に修正があるため、行為地だけでなく、範囲を拡大して、地区区長会や漁協等の関係団体等への事業説明をしてもらいた

いと依頼している。

【質疑：宮崎委員】

議会としては三里と同様に反対せざるを得ないが、なぜ、三里地区と違って反対運動が起こっていないのか。

【答弁：渡邊環境生活課長】

はっきりわからないが、該当の地区は同意しているようだ。

【意見：宮崎委員】

地区の同意は条例に関しては関係ないような説明を受けてきたが、四万十川の近くで同じようなものの申請があるのに、何が違うのか。そこらあたりもしっかりと調査してほしい。

※他に質疑なく終了

●次に、子育て支援課から「ファミリーサポートセンター事業の進捗について」報告を受けた。

【説明：西澤子育て支援課長】

登録会員数は、64名。年度当初の目標の50名を超え、その後も徐々に増加している。

援助会員と両方会員が昨年8月以降は4名の増であり、12月に予定していた講習会も参加者が少なく実施できなかった。今後も引き続き、事業の周知に努めるとともに、協力いただける団体、個人の情報を収集し、会員の増加を図る。

登録していただいた依頼会員と援助会員については、希望する援助内容や住居地、資格や職歴などを考慮し、条件の合う会員同士によるマッチングを行っている。1月31日現在、成立ペア数は、31組。病児・病後児対応ペア数は9組。

依頼会員に登録しているにも関わらず、マッチングが完了していない方が4割いるが、早急に援助活動を希望する方については全ての方がペアを組むことができている。

また、一部の援助会員に負担がかかっている状況があるので、その負担軽減のためにも援助会員の増加を図るとともに、現在活動を行っていない会員に対して可能な範囲での援助活動の実施を呼びかけていきたい。

援助活動実績については月に2～3件であり、現時点において病児の利用は行われていない。利用の大半が家庭で保育をしている0～2歳の児童の預かりであり、保育所等への送迎の利用は当初の見込みより、少ない状況。要因としては、事業開始が年度途中の7月であったことから、すでに緊急の対応手段を確保されていた方が多かったのではないかと考えている。4月からの母親の復職を理由とした登録が増えてきていることもあり、新年度開始を機に会員登録や活動件数が増えるの見込んでいる。

運営については、「NPO法人 スマイルはたっこ」に委託している。令和2年度についても、これまでの経験を活かすべく、引き続き「スマイルはたっこ」への委託を予定し協議している。

令和2年度についても本年度同様に国及び県補助金を活用した事業実施を考えており、新たに会員拡大への取り組み加算を活用し、より利用しやすい事業となるよう取り組んでいく予定。

まだ、援助活動の件数が少ないということがありますが、「緊急時の対応ができる」という安心感を与えているということで、この事業は成り立っている。

ひとり親家庭、非課税世帯、生活保護世帯、ダブルケア世帯については、半額助成の対象としている。また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に合わせてファミリーサポートセンター事業も一部無償化の対象となっているが対象者の利用はない。

利用料が高くて利用できないという声も届いているので、半額助成制度を広く周知するとともに、適正な利用料についても今後検討する。

※質疑なく終了

●続いて、子育て支援課から「第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画」について報告を受けた。

【説明：西澤子育て支援課長】

この計画は現計画が今年度末で完了となるため、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする「第2期四万十市子ども・子育て支援事業計画」を策定するもの。

子ども子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定されるもので、おおむね18歳までのすべての子どもとその家庭を対象としており、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象としている。また、本計画は次世代

育成支援行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策、放課後子ども総合プランの内容を包括した本市の子育て支援における総合的な計画。

計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、市民のニーズ調査をするとともに、パブリックコメント、子ども子育て検討会において、意見を聴取した。(パブリックコメントは0件)

子ども・子育て会議は、平成30年度は3回、令和元年度は4回実施。

計画の基本理念は、第1期計画における取り組みの継続性並びに整合性を維持し、よりきめ細かく地域の保育ニーズを踏まえた子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画においても、この流れを発展的に継承し、基本理念を「大きく咲かそう子どもの笑顔～あったか子育てのまち しまんと～」とする。

基本理念の内容を実現するため、「教育・保育の充実」、「地域における子育ての支援」、「子と親の健康確保と少子化への対応」、「子どもの健全な成長のための環境の整備」、「支援を必要とする家庭への取り組みの推進」の5項目を基本目標として掲げ、施策の方向性を明らかにするとともに、その総合的な展開を図る。

本計画を、実行性のあるものとして、着実に展開していくために、積極的に計画の周知、啓発をすすめ、既存の主体的な活動等と十分に連携を図りつつ計画を推進する。

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ、さまざまな分野にわたるため、子育て支援課が中心となり、各施策に示された事業ごとに評価指数を設定し、年度ごとに実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進する。「四万十市子ども子育て検討会」にて関係団体等から意見を聴取し、「四万十市子ども・子育て会議」において確認・評価を行う。

※質疑なく終了

●続いて、子育て支援課から「公私連携幼保連携型認定こども園について」報告を受けた。

【説明：西澤子育て支援課長】

公私連携とは、市が設置・運営主体である民間法人と連携し、土地や建物など設備の無償又は廉価による貸付けなどの設置の支援を行うとともに、人的配置や提供する教育・保育などの運営に関与し、適正な運営が行われるよう協定を締結して担保する。プロポーザル審査によって選定した事業者と運営、設計、建設について協議を重ねている。

総事業費の見込みは、444,878千円で、「高知県保育所幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金」を活用できることがわかり、市の負担額の見込みは82,987千円となり、以前報告したときより14,000千円ほど安くなった。

今後は、令和2年3月に協定締結、公私連携法人の指定、7月に建設工事を着工し、令和3年3月に工事が完了。令和3年4月から開所となる予定。

プロポーザル審査で平均評価を下回った11項目に関しては、各委員より低評価の理由等を聞き取り、事業者に対しては改善に向けて指導を行う。

【質疑：川淵委員】

低評価項目について、協議を重ねているというが、どのように。

【答弁：西澤子育て支援課長】

法人とは2週間に1度、協議を重ねている。今後、三者委員会（市、法人、保護者）を設けて、運営等の詳細な詰めを来年度1年間行っていく。

【質疑：川淵委員】

一般質問したときは、低評価の項目について、改善できなければ協定を結ばないのか、と質問すると、克服できるように指導する、という答弁だった。克服できそうか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

現時点で、計画に反映させるとか法人の努力によって改善できるものが多々ある。現在この法人は0～2歳までしか行っていないが、3～5歳についても研修等で学んでいただくと克服できると考えている。また、計画の中にもしっかりとしたものを入れていただきたいとお願いをしているので、十分対応できると考えている。

【質疑：川淵委員】

3～5歳までの経験がないので小学校への接続等が皆さんが一番心配しているところ。相当なことをしていかないと短期間では克服できないのではないかとと思うが、課長はできると言い切った。どう

いうところで「できる」、と思っているのか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

保育士の個人的なスキルとしては、経験がある方の雇用を予定しているので、3～5歳の保育を全くやったことがないということにはならない。園全体の計画の中に入れていただいて、小学校に繋げていくプログラムをしっかりと計画していただきたいとお願いしている。

※他に質疑なく終了

●次に、健康推進課から「四万十市歯と口の健康づくり基本計画（第2期）」について報告を受けた。

【説明：渡辺健康推進課長】

四万十市歯と口の健康づくり推進条例に基づき、四万十市健康増進計画における歯科の領域別計画として策定した。

四万十市歯と口の健康づくり基本計画懇話会設置要綱に基づき、ライフステージごとの委員や福祉関係部署に所属する委員を選任したほか、他分野の委員にも参加していただいた。

県の定める取組目標との整合性を図りながら、既存の学校保健でのアンケート結果他から第1期計画の取組評価と現状の課題をライフステージごとに整理し、今後の取組目標を設定した。

第1期計画の評価及び現状の課題としては、学齢期は、「12歳児の一人平均むし歯数」等、改善はされたものの目標値には及ばないものがあり、今後も取り組みが必要。

成人期から壮・中年期は、定期健診にかかる意識の高まりは考えられるが、「歯科口腔健診」については、受診率が低い。今後は定期的な歯科健診を受けている人の割合を高めていく必要がある。

高齢期は、歯と口の手入れが誤嚥性肺炎の予防につながるなど、健康に影響を与えることが認知されていないことから、80歳で20本以上の自分の歯を保てるよう口腔ケアと定期健診の必要性について周知していくことが重要。これに併せて、「歯と口の自己管理能力の向上」、「定期的な歯科健診と専門的支援の推進」を基本目標とし、ライフステージごとの取組目標を設定した。

また、障害児・者や要介護者については、評価基準とする数値根拠が現在ないことから、目標値は設定しなかったが、要介護の方に関わるケアマネージャー医療関係者を対象とした研修会の開催や口腔に関する相談窓口である「幡多在宅歯科連携室」等の周知を行うこととしている。

※質疑なく終了

●次に、健康推進課から「四万十市健康増進計画（第3期）」について報告を受けた。

【説明：渡辺健康推進課長】

この計画は、健康増進法及び食育基本法の規定に基づくもので、策定は市町村の努力義務とされている。現在は「案」を作成し、3月末までに決裁を受け、製本し、配付する予定。

従来の関係団体の代表者等により、構成される「四万十市健康増進計画策定委員会」による策定協議に加え、高知大学と連携し、アンケートの評価、計画の進捗確保、行政機関としての役割等についての助言に基づき、令和2年度から取り組みを行う。

アンケート実施による課題は、食事のバランスが悪いことがあげられる「食生活の乱れ」、「むし歯や歯肉の状態が悪い」、「運動習慣が定着していない」、「糖尿病をはじめとする血管疾患になる人が多い」、「受動喫煙の害に対する意識が低い」などがあげられる。

第3期計画の基本理念は、「笑顔で伸ばそう健康寿命～みず・めし・うん・うん～」であり、「生活習慣病予防のための食生活の推進」、「運動習慣の定着」、「働き盛り世代の健康意識の向上」を重点目標と定め、取り組みを行う。

重点目標の実現のために、「たべる」、「うごく」、「いやす」、「ふせぐ」という4行動に分類のうえ、更にライフステージごとに取組重点目標を設定した。

【質疑：川淵委員】

目標値を出されて、現状からそこまで持って行く、というのはよくわかるが、実際にどうやってやるかという手立てが一番大事だと思うが。資料はあるか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

計画は持ってきていないが、具体的には、目標値が低いものについては、課題を細分化していき、一つ一つクリアしていくことが目標値に近づくための方策と考えている。そういった分析も含めて取り組みしていく。

【質疑：川淵委員】

今の段階ですべてできているわけではなくて、今から計画していくということか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

今も数値の低いものについては、背景等調査しているものもあるが、今後はこういった取り組みを広げていくことが必要と思う。

【質疑：川淵委員】

「週2日以上運動習慣のある者の割合」が女性では26%。これを目標値の50%に持って行くというが、具体的にはどんなことをするか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

確定的な話ではないが、取り組みできていない理由を探って、課題としてとらえ、課題を細分化していくということが、基本的な考え方になると思う。

【質疑：垣内委員長】

ガン検診受診率が低い。今も啓発活動はされていると思うが、がん検診の啓発をどのように考えているのか。重点的に捉えているのであれば聞かせてほしい。

【答弁：渡辺健康推進課長】

胃がん検診の受診率が低い。県の計画と遜色ない目標値を掲げている。医療機関で健康状態を確認できている方もいると思う。今年度胃がん検診をキャンセルされた方への理由のアンケート実施を行い、取りまとめは終わっていないが、数字の精査をして、啓発活動をいかに効果的にやっていくかということに来年度力を入れたい。

【質疑：宮崎委員】

特定健診実施率は、44.4%。この中ががん検診も含まれているのではないかと思うが、どうか。

【答弁：渡辺健康推進課長】

特定健診は血液検査や腹囲の測定等のことで、がん検診といっしょにやる場合もあるが、基本的には別日で設定している。

— 小休 —

— 正会 —

※他に質疑なく終了

●次に、健康推進課から「弱視スクリーニング検査の実施結果について」報告を受けた。

【説明：渡辺健康推進課長】

弱視スクリーニング検査は、令和元年度から始めた取り組みで、早期発見により、幼児期に治療を始めることで高い治療効果が期待できるもの。

来年度以降も引き続き検査を実施していく予定である。

【質疑：川淵委員】

大変いい検査が始まったと思う。3歳児健診を受診されなかった16名が心配。手立ては。

【答弁：渡辺健康推進課長】

健診を受けなかった方については、次回の健診の案内を出したり、保健師が連絡をとったりしている。90%以上は受診しているが、100%を目標として今後も取り組みを進めていく。乳児健診と比べると受診率が低い。

※他に質疑なく終了

●次に、市民病院事務局から「訴訟事件について」報告を受けた。

【説明：池田市民病院事務局長】

平成27年に死亡した患者の家族から、令和元年12月に本市を被告とする損害賠償請求事件が高知地方裁判所に提訴され、令和2年3月、第1回口頭弁論が行われる予定。当院が加入している病院賠償責任保険の引受保険会社が選任した弁護士に相談し、答弁書等の作成などの準備を進めている。

※質疑なく終了

●次に、西土佐診療所事務局から「西土佐診療所等病院情報システム（電子カルテ）更新委託業務プロポーザル審査の実施について」報告を受けた。

【説明：村上西土佐診療所事務局長】

まだ、来年度予算が認められていない状態でプロポーザルを実施することの報告。

病院情報システムのハードウェアは、耐用年数を経過しており、保守対応ができない状況。診療所内業務の更なる効率化及び所内の情報共有を強化することで、医療安全の強化を図るため、システムの更新を行うもの。

契約期間は令和2年4月中旬から11月30日まで。導入作業に6ヶ月程度必要であり、財源となる国保特別調整交付金が12月末までの支払い分に対する助成となっているため。

価格面だけでシステムの優劣を判断することは困難であり、公募型プロポーザル方式により、業者選定を行う。

【質疑：宮崎委員】

なぜ、今か。システムが古いことは、もっと、以前からわかっていることなのに、なぜ、もっと以前に来年度に向けてこういう検討を始めていきたいと、報告しなかったのか。なぜ、それができなかったのか。今日このあと、プロポーザルの公告をする。今日、議会に報告して、今日、プロポーザルの公告する。このやり方は正しいのか。

【答弁：村上西土佐診療所事務局長】

報告が遅れたことは申し訳ない。業者の選定をし、11月ごろにはデモ等も行っていった。議会にも早く報告しておけばよかった。システムの内容を業者と詰めていく中で、今回の報告となってしまった。

導入作業に6ヶ月かかるということで、12月までに支払うことによって、来年度の調整交付金をいただける。1月以降の支払いになると来年度の歳入とならないので、急な事務になった。申し訳ない。

【質疑：宮崎委員】

仕様書作成に何者がかかわっているか。

【答弁：村上西土佐診療所事務局長】

2者。もう1者に資料は提供してもらった。

【質疑：宮崎委員】

形だけプロポーザルにしているのではないか。

【答弁：村上西土佐診療所事務局長】

今のシステムを継承した内容で、他の業者のも見ているので、価格面を含めていろんな業者から選定したいと考えている。

【質疑：宮崎委員】

何者かに門戸を開いてやるのがプロポーザルではないか。いろんな提案をもらうためのプロポーザルではないか。補助金をもらうための仕事でいいものができるのか。

【答弁：村上西土佐診療所事務局長】

業者は5、6者話をきいた。その中でデモに来てくれたのが3者。その中で平等に見ていきたい。審査会までの間に他の業者からのデモを見る時間を設けている。

— 小休 —

— 正会 —

※他に質疑なく終了

●次に、生涯学習課から「安並テニスコートの経過について」報告を受けた。

【説明：小松生涯学習課長】

9月定例会で陳情の議決がなされている。それを受けて11月8日に陳情者、四万十市スポーツ協会、まちづくり課等と関係者協議を行った。

議決結果の確認をし、今後の考え方として、大会用のテニスコートは黒潮町のテニスコートを使用してもらい、本市のテニスコートは、市民や中学校のクラブ活動などで使用してもらうことを前提に現状の5面を人工芝に整備したい旨を説明した。

また、6面の拡充や観覧席などの整備になると、財源調達が難しく、いつ改修できるかわからないが、現状での改修なら長寿命化計画に位置付けることで、早いうちに改修できるかもしれない旨も説明した。

ソフトテニス連盟としても早い改修が望まれるので、現状の改修ということで持ち帰って協議してくれるとのことだった。

その後、市長に対して、幡多地区ソフトテニス連盟から要望書が提出された。内容は、人工芝5面の改修と、南側（野球場側）の通路を嵩上げして北側と同じように通路、芝生の簡易スタンドを同時

に改修してもらいたい、というもの。

陳情を受けて、協議をし、簡易スタンドについては、長寿命化計画に位置付けることができず、財政面での負担が大きくなることから、見送りしていただきたいと回答した。

その席上で意見交換し、市民総合体育祭の大会も黒潮町で開催しており、地元で開催したい、東中筋のソフトテニスが強いので整備してほしい、等の意見があった。

改修予定としては、令和2年度の当初予算の修繕費のなかで、4月中に、クラックをモルタルで埋める応急的な修繕を行う予定。

また、今年度策定した長寿命化変更計画において、令和2年度に位置付けたかったが、国から防災事業の前倒しが示され、スポーツセンターのアリーナ床面と卓球場の床面の改修が対象になりそうなので、3月補正に計上して審議をお願いしたい。すでに国から3,000万円の交付金の内示がきており、6,000万円の事業費で繰越しをして令和2年度に実施したい。ウルトラマラソン終了後にとりかかりたい。テニスコートについては、長寿命化変更計画で令和3年度に位置付けたので実施に向け、国に申請していく。

※質疑なく終了

●続いて、生涯学習課から「四万十市重要文化的景観整備活用計画の概要について」報告を受けた。

【説明：川村社会教育振興係長】

四万十川は重要文化的景観に選定されている。流域の5つの市町が連携して選定の申し出を行い、「四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来」という名称で、平成21年2月に四万十川流域が重要文化的景観として選定された。

重要文化的景観に限らず、重要文化財は保存管理計画を策定するが、それを補完するものとして、文化的景観整備活用計画を作成している。国との調整の資料としても活用する。

四万十市としては、四万十川、黒尊川を中心とした川を軸として3つの区域を設定して選定を受けている。整備活用計画は、今回、「整備活用の方針」、「保全にかかる措置の考え方」、「今後のスケジュール」の3つを策定した。

「整備活用の方針」として、全体のコンセプトを人と関わり続ける暮らしの継承、と設定し、「川とともに生きるまち」というプロモーションを行っているが、暮らしを繋いでいくというコンセプトに基づいて、これを実現するために、「文化的景観の価値の醸成に関わる取り組み」、「川と関わりの深い人づくり仕組みづくりに関わる取り組み」を柱として、重要な構成要素（景観を形成している沈下橋や石造物等）を適切に保全していく、それに関わる情報を収集していく、変化を見守る、また、学び、遊び、川と関わりを紡いでいくことを支援する、という柱に基づいて行っている。四万十川流域の文化的景観は、選定範囲が広く、大きく3つの区域に分けて選定を受けている。下流区域、黒尊川区域、河口区域。この3つの区域にそれぞれ個性があるので、計画は3つの区域ごとに整理をして策定している。これらは文化財であるので、保全の措置にあたり、開発行為や現状の変更には調整や協議が必要になってくるので、どういったところでやっていくかというフローを作成し、案件ごとに検討した結果が、活かされていくような仕組み作りを行っている。協議調整は文化庁を含めて義務づけされており、文化財保護審議会を軸として教育委員会が関わり、この計画書を見ながら対応を蓄積させていく。

今後のスケジュールとしては、現在行っている沈下橋の修繕が来年度を目安に終わるので、それをうまく使って行く。各構成要素に案内やサインを設置し、それを使って町あるきをしていく若しくはガイドを使って解説をしていくという仕組みと連携をとっていくことを併せて行っていきたい。博物館もリニューアルしているので、文化的景観に光を当てて、解説をしながら町中に繋いでいくことをしたいと思い計画書にしている。

— 小休 —

— 正会 —

※質疑なく終了

●次に、所管外ではあるが「四万十市文化複合施設基本設計及び管理運営基本計画」について企画広報課文化複合施設整備推進室から報告を受けた。

— 小休 —

— 正会 —

●次に、「四万十市総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、産業振興計画の計画案」について意

見交換をおこなった。

- 小休 —
- 正会 —

●次に、事務局から事務連絡

- 小休 —
- 3月定例会の日程（想定）
- 幡多6市町村議会議員研修会の出欠
- 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。